

平成28年度第1回

## 函館市都市景観審議会会議録

|      |  |
|------|--|
| 開催日時 | 平成28年7月1日 金曜日<br>午前10時00分～午前11時10分   |
| 開催場所 | 函館市役所 本庁舎 7階 特別委員会室  |
| 次第   | 1 開 会<br><br>2 議 事<br>(1) 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更について[諮問] (公開)<br>(2) 函館市屋外広告物条例第10条第3項に基づく許可基準について[報告] (公開)<br><br>3 その他<br><br>4 閉 会 |
| 出席者  | 都市景観審議会委員                   10名<br>事務局 ー 函館市                   8名<br>函館市教育委員会       2名   |
| 傍聴者  | 一般傍聴者   1名<br>報道関係者   2名   |

---

## 1 開 会

---

### (司会〔事務局〕)

ただ今から平成28年度第1回函館市都市景観審議会を開催する。

本日は10名の委員が出席し、過半数を超えているので、函館市都市景観条例第45条第3項の規定により会議は成立している。

これからの議事進行は、副会長にお願いする。

---

## 2 議 事

---

### — (1) 函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更について —

#### (副会長)

議事に入る前に会議の公開・非公開について確認する。

原則、函館市が開催する会議は公開となっているが、その都度、会長が議事の内容を確認して決めるということになっている。本日の議事内容について事前に確認したが、公開で行うことが妥当であると判断した。

では、議事の1「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更について」説明をお願いします。

#### (教育委員会文化財課長)

【資料1-1に基づき諮問主旨について説明】

【函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更について説明】

#### (副会長)

旧仁壽生命函館支店が、この度所有者の同意が得られたことにより、新たに伝統的建造物に追加決定するために、保存計画を変更するということである。これについて意見はあるか。

#### (A委員)

何回かこの建物の中に入ったことがあり、大変喜ばしいと思っている。

### **(A委員)**

説明された特性の他に特徴的なことは、生命保険会社であるということである。例えばこの時代に建てられた函館の旧第十二銀行など、当時、銀行や商工会社が新しいビジネスとして函館にできて、その建築も新しいデザイン様式となっている。当時のヨーロッパでも、例えばセセッションとかバウハウスのデザインの影響を強く受けている建物が多くあり、本州でも保険会社や銀行は、いわゆる大正モダンの象徴的デザインが沢山のできていいる。函館が産業都市として発展していく中で、この建物も非常に大きな意味のあるものだと思っており、歴史的な意義がある。また、伝統的建物の多くは勾配屋根であるのに対し、フラット屋根となっており、他とは違う特徴的なことだと感じている。

### **(B委員)**

ここは旧吉野谷海運の事務所であった。建築物は、西洋らしさもある。仁壽生命という会社は今もあるのか。

### **(教育委員会文化財課長)**

今の会社の名前は、T&Dフィナンシャル生命となっている。

### **(B委員)**

名称について、仁壽生命でも良いが、吉野谷海運跡地でも良いのではないか。吉野谷海運という名称残した方が良いのではないかと、いうことを提案する。非常に良い建物だと思う。

### **(C委員)**

建物の建設時期が大正10年であれば、おそらく大火後の建設だと思う。大火後に、函館のまちでは、L型ブロックのコンクリートの耐火建築物ができてきている。この建物のコーナーのRの丸くなっている意匠と同じような形態の建物が、二十間坂の下にもある。先ほどA委員から話があったが、この建物が、どのような様式・構造になっているのかも今後調べられ、この函館のまちの歴史の中で、どのような形になっていたかも付加することによって、この建物も意味付けられるような気がする。

B委員からの話にもあったが、「仁壽生命」という言葉がよく知られておらず、「吉野谷海運」がよく知られているということであれば、この建物を知らせる意味でも非常に大事なことなので検討して欲しいと思う

**(D委員)**

非常に面白い建物だと思う。向かって右側には近現代の様式、もう一つは玄関を隔てて左側に和風の蔵がある。稀に見る時代の節目のような建物だと感じる。これを機会に指定すべきと思う。

**(副会長)**

仁壽生命と吉野谷海運の他に、入居していた会社などはあるのか。

**(教育委員会文化財課長)**

ない。仁壽生命のあとは吉野谷海運である。

**(都市建設部景観政策担当課長)**

先程名称の話があったが、私共も、以前は吉野谷海運の建物であったことは把握していた。同意書を得る段階に、名称をどのようにするかについて検討しており、現所有者から、創建当時の「旧仁壽生命函館支店」でお願いしたいとなっていることから、その通り進めていきたいと考えている。

**(副会長)**

委員の皆さんから、この建物の色々な意味や価値みたいなものを残しておこうという意見があったが、伝統的建物のエピソードを現状ではどのように残しているのか。

**(都市建設部景観政策担当課長)**

建物に関する調査は、昭和63年に指定する時点で一斉調査をしている。先程のC委員の方からもあったが、建物内部については、中々調査できていない状況にある。私共としては、所有者の了解を得ながら、内部の調査に関してどの様なことができるかということ、今後、所有者と相談していきたいと考えている。

**(A委員)**

他のリストにある伝統的建造物と比べて見た目がやはり違うと思う。勾配屋根など、圧倒的に木造が多い中で、これは極めて新しい大正モダンを感じさせるものである。これが伝統的建物であるということをエクスキューズするような調査をした方が良いと思う。

**(E 委員)**

この建物は指定された方が良いと思うが、この建物は今も空くことなく使用されているのか。

**(教育委員会文化財課長)**

今回指定する部分については、人は住んでいない。後ろにある母屋に、物を置くなどしている。現所有者は、この建物を今後活用したいという意向があり、教育委員会で告示し、正式に伝統的建造物となった後、所有者からの相談を受けながら、どのような活用をしていくかを確認していきたいと考えている。

**(副会長)**

皆さんの意見をまとめると、基本的にはこの建物を残すということで合意を得ている思う。

もう一つはこの建物を残すだけではなくて、この建物の価値というか、歴史的な意味も同時に残して欲しいという意見もあった。いろいろな人の記憶も含め、調査に基づいて残して欲しいということだと思う。

諮問について、基本的には保存していくと言うことで良いか。

**(委員一同)**

異議なし

**(副会長)**

「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更について」当審議会として異議の無い旨、答申するという事で良いか。

**(委員一同)**

異議なし

**(副会長)**

それでは、今後は事務局において異議のない旨の答申文を作成し、内容については会長・副会長に一任するという事で良いか。

**(委員一同)**

異議なし

**(副会長)**

「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更について」の議事は終了する。

———— (2) 函館市屋外広告物条例第10条第3項に基づく許可基準について ————

**(副会長)**

次に議事の2「函館市屋外広告物条例第10条第3項に基づく許可基準について」事務局から報告があるので説明をお願いします。

**(都市建設部まちづくり景観課長)**

【資料2に基づき説明(まちづくり景観課長)】

- ・ 前回会議における審議会からの答申について説明
- ・ 観光施設の取扱いについて説明

**(副会長)**

事務局から「函館市屋外広告物条例第10条第3項に基づく許可基準について」の報告があったが、意見・質問などはないか。

**(C委員)**

パブリックコメントを出して、パブリックコメントの中から、修正を加えるような事項が出た場合、どのような対応をするのか。

**(都市建設部まちづくり景観課長)**

パブリックコメントの内容に対して、それが今回あげた規定の改正に影響がでるようなものであれば、またその案を修正し、また審議会にかけなければならない必要性が生じればかけるというような手続きになるが、ただ疑問点に対して回答できるのであればその回答で終了という形になる。

**(副会長)**

ほかに意見・質問はあるか。

【委員からの意見は無し】

**(副会長)**

本日の議事は終了とする。その他，事務局から何かあるか。

---

**3 その他**

---

**(都市建設部景観政策担当課長)**

【女神像の撤去について】

- ・女神像の撤去について説明

**(副会長)**

事務局から「女神像の撤去について」説明があったが、これについて意見はあるか。

**(E委員)**

一回目の撤去の時に、また戻したというのはどういう経緯で戻したのか。今回もまた戻すという可能性はあるのか。

**(都市建設部景観政策担当課長)**

また戻したとしても、今回、条例が改正されているので、撤去勧告までではなく、撤去命令、そして応じなかった場合には懲役の罰則、罰金も可能であるため、このようなことはもう起きないと考えている。

**(D委員)**

女神像の後ろの建物は、あと何年後に手を加えることができるのか。早い段階で直せないのかと思う。

**(都市建設部景観政策担当課長)**

この建物は、奨励住宅として一部補助をしており、縦長窓などの形状も含め、配慮しながら建てられた建物である。補助の規定では、基本的には10年間は処分できないが、今後も景観の保全に向けて努めていきたいと考えている。

**(副会長)**

そのほか、事務局から何かあるか。

**(まちづくり景観課主査)**

【景観行政の検証】

- ・景観行政の検証作業の進捗状況についての説明

**(副会長)**

事務局から「景観行政の検証作業の進捗状況について」説明があったが、これについて意見はあるか。

**(F委員)**

感じることは2点あり、一つは電線である。これは観光部とも協議しないといけない事だし、すごく難しい事ではある。

もうひとつは緑化だと思う。坂道はお年寄りにとっては大変マイナスのイメージがあると思うが、観光客にとって、坂道を上から見たり下から見たりするというのは、景観を楽しむという意味で必ずしもマイナスではないと思う。少しでもお年寄りを和ませるという意味で、緑化というのは意味があると思う。

その2点について、見直し案を作るときには、参考にして欲しいと思う。

**(B委員)**

景観もそうだが過疎化の問題もある。弥生小学校の児童が過疎化で4分の1となっている。

**(D委員)**

もっと西部地区に住まう、魅力を発信するなど、これまでとは違うチャンネルが必要だと思う。私は東京から戻ってくるときに、まず疑いなく西部地区に住もうと思っていた。首都圏で見えている函館のイメージは、西部地区しかない。それが都会にはすごく伝わっている。

## (D委員)

函館市内では、若い世代が住む場所としてどうもふさわしくないとされている節がある。西部地区は決して不便ではない。日常的にスーパーで買い物する場所もあり、先入観だと思う。一方で、石川町のような宅地造成の繰り返しに、歯止めをかけるということも必要である。これから50年、100年後、函館がより良いまちとして生き残るために、非常に重要な取り組みだと思う。

## (A委員)

若い人たちが、なかなか西部地区に関心を持たないことを考えると、元町周辺の空家対策の問題とも直結してくると思う。空家対策を解決することは難しいことだと思う。時間はかかるだろうが、その辺を考えて欲しい。

緑化も大切である。お年寄りが割と多い所であるので、お年寄りがなるべく外に出てきて坂道を歩く。坂道に限らず、例えばベンチを置く事や、公共トイレを完備する事、障がいのある人たちが入って来られる、車いすでもアクセスしやすい環境を作るとか、多面的な手立てが必要だと思う。

## (G委員)

以前、個人住宅の空家が増えて景観が悪いという話をした。私の親類が東京に住んでいるが、定年になったら函館に住みたいと言うことで、アドバイスを求められた。それ以前にも私の知人で、函館に赴任してきて、どうしても高い所に住みたいという憧れがあり、実際住んでいた人もいる。函館山付近の地区は、まだまだいろいろな景観などの魅力があるという風を感じた。親類には、交通の便という面であれば、できるだけ電停に近いところが良いこと、車を持つなら四輪駆動を持つべきと伝えた。

もうひとつは、住みやすくすることを考えることは重要で、市としても長年、西部地区に人口を増やそうという施策を沢山行っていることは承知している。西部地区に住みたいという需要が全国的にまだあるので、このようなことを含め、景観の問題なども考えていく必要がある。

## (B委員)

昨日、弥生小学校に行っているいろいろ話したが、函館市のグランドビジョンはどういう考えになっているのか。西部地区の人口を増やすのか、どうするのか。弥生小学校の先生は、将来的に西部地区は、弥生小学校の1校だけになるのではないかと、いうことを言っていた。青柳小学校は恐らくなくなるのではないかと。そうすると、この辺は弥生小学校1校で良いのではないかと。そうしたときに、西部地区に人口を増やすのかどうなのか、という論議をした。市はどのように思っているのか、市のグランドビジョンはどうなのか聞きたい。

## (都市建設部次長)

人口減少問題は、全国的にも社会問題になっており、函館市においても非常に大きな問題となっている。

人口減少の要因を企画部で分析しているが、いわゆる亡くなる数がこれから増えるのに対し、生まれてくる子供が少ないという、自然減が今後も続くとされている。これは国政レベルの話で、一市町村で解決できる問題ではない。

これらを踏まえ、人口が減っていく中で、今の都市の規模のまま、都市機能を維持していかなければならない。その中では、買い物や公共交通機関など、生活インフラの維持が課題となり、また人口が減った中で税収も減ってくる。そのような中で市民の生活をどのように維持していくかが、今後の課題と考えている。

都市建設部では、国の制度である立地適正化計画、これは、今後30年、40年後の人口減少に対し、都市をどうやって維持していくかというビジョンを作っているところである。具体的には、公共施設や病院、商業施設全部含めて、適正に効率よく配置できる計画、誘導する施策を作っている。さらに居住に関しても、居住誘導を図っていくエリアを決めて、長い目で誘導していこうというビジョンを作ろうと考えている。この先2年くらいで、今の函館市の福祉、病院、買い物など、どのエリアでどういうものが足りないのかを分析した中で、新たな今後の函館市のビジョン、都市計画のビジョンを作っていきたいと考えている。

## (F委員)

この景観審議会に馴染まないかもしれないが、蔦屋書店周辺や石川町周辺に、多くの病院やスーパーも集中してる。行政は、行政の領域で考えるが、民間の経営は、函館市域だけで考えているわけじゃないと思う。七飯町や北斗市を意識してあそこに立地している。若い人もあそこに住むようになってきていると思う。

## **(F委員)**

これからは、行政の領域を超えるのは難しいかもしれないが、函館圏の中で、いろいろなことを考えていく必要がある。そういう面では今のいろいろな動きをみると、自分のエリアの中でバランスよくコンパクトシティを作っていくというのは難しいと思う。

もう一つは、いろいろな空家の問題や、人口問題の話があった。函館は進行が速く、空家も全国的に見ても20何パーセントであり、全国的な傾向だと思う。全国的な傾向に比べ、函館の傾向にどのような特徴があるのかきちんと把握しておかないと、一般論の議論で終わってしまう。我々市民も注意しなくてはならないと思う。

## **(H委員)**

この西部地区は、町並みの景観も良いが、函館山から見た景観も、すごくリンクしてくるところがある。今のまま、コンパクトシティとなったとき、函館山から見た夜景や、その町並みなどとリンクできるような政策に繋がっていければ、色々なものに繋がっていくのではないかと思う。

## **(都市建設部次長)**

石川方面での宅地造成は、平成20年の前半にあの辺りの区域を市街化区域に編入し、開発を認めたものである。人口減少が進むとの前提のもと、最後の市街地拡大である。コンパクトシティと言いながら、開発を進めているという指摘も受ける事もあると思うが、今後は、人口が減っている中、過度な負担をかけるので、市街化区域の拡大はもうしないこととしている。

空家等対策計画を策定した。危険空家の除去に関することや空家の利活用など様々な内容を計画に盛り込んでおり、今年度は第1弾として危険空家の解体補助や、子育て世代の空家の利活用のリフォーム制度をつくって、なんとか西部地区を含め若い世代に住んでいたfだきたいと考えている。

**(副会長)**

景観という話から逸れてきているが、みなさんの関心は、そこにあると思う。おそらく50年くらい前は、もっと元気な暮らしがあって、仕事もいっぱいあったので、こういう建物や景観があったと思う。今はアクティビティが抜けてきたような気がする。景観を考えると、外側だけではなく内側まで一緒に考えたいし、そういった事も検証してもらえたら良いと思う。個人的には、学生を連れ出したり、IT関係の仕事場などは、古い民家を借りてできるのではないかと考えている。

みなさんからは、景観に関する意見のほか、観光の視点だけではなく、人が住まうとか暮らすとかという観点から、景観をもう少し考えていくことが必要だという意見だったと思う。多面的に捉えていくことが大事だという意見もあった。

ほかに意見はあるか。

【委員からの質問等はなし】

**(副会長)**

では、この件については終了する。

---

**4 閉 会**

---

**(司会【事務局】)**

「函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画の変更」については、本日の答申を受け、函館市教育委員会に対し、答申を行う。

以上をもって、平成28年度第1回函館市都市景観審議会を終了する。